

羅臼町・知床世界自然遺産協議会

羅臼湖の利用のあり方についての提案書

1. はじめに

羅臼湖は、昭和 55 年に知床横断道路の供用が開始される以前より、登山道としての道があり、一部の愛好家が訪れる穴場的利用形態であった。

知床横断道路が開通してからも、利用者は入口の位置や歩道の状況などを知っている限られた人たちであったが、旅行雑誌などのマスメディアで紹介される機会が増えるにつれ、次第に利用者が増加していった経緯がある。このことは、本来、高山帯の厳しい自然条件の危険を伴う地域へ、より簡単に入り込むことが可能になったことを意味する。

これは、多くの人々が羅臼湖の静謐な自然景観を手軽に楽しめるようになったと同時に、本来は、高山で行動する装備を整えた上で訪れるべき地域へ安易に入り込むことが可能になったことにもなる。

利用者の増加による植生の荒廃を防ぐために、平成 4 年、10 年、11 年の 3 カ年で国の助成を受け北海道が木道を整備し、植生の保護と利用の両立が図られることとなり、羅臼町の観光産業にとっても重要な場所となっていった。

近年は知床が世界自然遺産に登録された平成 17 年をピークに、利用者は減少傾向にあるものの、利用に際してより一層の保全や質の高い体験を提供するため平成 17 年に環境省が策定した「知床国立公園知床半島中央部地区利用適正化基本計画（以下、「中央部地区利用適正化基本計画）」（別添資料）において、羅臼湖の適正な利用について記載されており、現在も専門家の委員や関係機関、団体、地元住民との意見交換を含め、様々な場面で羅臼湖の利用についての議論が継続されている。

しかしながら、地元住民や団体など、様々な立場からの意見が出されているものの、羅臼町全体として何を望むのか、どのような場所としたいのかということに関して、必ずしも統一された意見では無かった。これら様々な立場からの意見をまとめ、「羅臼町・知床世界自然遺産協議会」（以下協議会）としての統一した見解として各種関係会議及び関係機関へ意見反映をおこなうため、本協議会内に「羅臼湖の適正利用に関する専門部会」を設置し、同部会の議論を経て本提案書が作成されたものである。

2. 今後の羅臼湖を考える上で

本協議会においても、環境省が策定した「中央部地区利用適正化基本計画」及び「実施計画」に記載されている羅臼湖における方針を基本的合意事項としてしっかり認識するとともに、それらを踏まえた上で基本的な考え方を示し、具体的な提案を提示する。

計画が定める「植生を保護しつつ静寂な雰囲気の中でより質の高い自然体験を提供する場とする」ためには、その前提として利用者の安全性や利便性が一定のレベルで確保されていなければならないが、現状での羅臼湖の利用に当たっては、アクセスから歩道利用も含め、様々な危険が伴い、かつ国立公園利用者にとって不親切とさえ言える状況が存在する。

羅臼湖歩道を利用するために知床峠の駐車場から歩いたとしても、交通事故の危険性のある車道のみを道路を延々と歩く状況は本来あるべき姿ではなく、入口についても、注意せずとも容易に確認できる状況になければならない。また、歩道に入った場合でも要所に設置されてある木道自体が、安全性や快適性ではなく危険性を伴うという状況もあるべき姿とは言えない。

知床でのトレッキングルートという位置づけからすれば、ヒグマの危険や湿地を歩く際の長靴の必要性などは、ごく当たり前のことであり利用者の自己責任において対処すべき問題も存在し得るが、本来であれば国立公園を利用するに当たり、安全にストレスなくその地域までアクセスすることができ、入口や地域内には最低限の標識や安全対策がなされていなければ、国立公園内の利用の位置づけがある地域とは言えない。

利用者レベルや装備品についても、現在の歩道状況では長靴が最低限の装備品のひとつであり、気象状況も考慮すると最終的には登山装備が必要となる。羅臼湖に特化した利用方法の記述が無い中、安易な利用者を抑制するためにも、今後利用の方法について、より一層発信していく必要がある。

利用者数に関しては、前述した「植生を保護しつつ静寂な雰囲気の中でより質の高い自然体験を提供する場とする」ということを維持することが望ましく、知床国立公園利用適正化検討会議でも議論されていたとおり「現状程度とする」ことが妥当であると思われる。しかし、将来的に利用者数の上限設定を行う際には、今後本提案書の措置が講じられた上で、利用者数や利用形態、植生の変化などをモニタリングしながら、慎重かつ柔軟に見直していく体制やシステムが必要である。

本提案書では、その最低限の対処のため（１）木道の整備、（２）アクセス方法の改善、（３）質の高い利用の提供と大きく３つに分け、次項以降提案する。

また、羅臼湖を含めた知床におけるエコツーリズムを推進していくにあたっては、自然環境の持続的な保全や、利用者の体験の質の向上や多様化もちろんであるが、地元としては地域経済や地域振興に資することに重点をおいた仕組みを目指していきたい。

3. 羅臼湖を適切に利用するための具体的提案

（１）木道等の整備

【現状と基本的考え方】

北海道により整備された木道は、経年劣化により利用者にとっても植生にとっても危険な状態となっている。また、木道未設置箇所においても流水による浸食で歩行困難な場所が存在しており、その場所を避けて歩く利用者により植生の破壊が進行している。

本来であれば、まずは木道の必要が生じない笹地や低勾配地などにルート設定をし、木道の設置は必要最低限とし、ヘリコプターで運搬しなければならないような資材ではなく、人力で運搬可能なもので作成し、補修に関しても最低限の労力と道具、資材で可能な設計とするべきである。また積雪を利用した資材搬送は近年、北海道及び関係機関、団体による「羅臼湖線歩道協働維持管理活動」において取られた手法であり、実績がある。

【方策】

①木道の撤去及び整備、ルートの変更（実施主体：北海道、環境省、林野庁）

現在の木道は、老朽化により非常に危険な状態であることから、早急に撤去し、新たなルート設定と共に、最低限の箇所に簡易な資材での木道設置をすべきである。再整備までの間は、少なくとも危険性のある木道については、可及的速やかに補修する必要がある。

新たな木道の設置に関しては、簡易に補修作業が可能となる設計とする。

新たなルート設定は、現行の入口が国道のカーブ途中で危険なため、冬道として利用されているショートカットコースの入口に付け替え、3の沼を経由し極力木道を必要としないルートとする。

（2）アクセス方法の改善

【現状と基本的考え方】

羅臼湖利用者のアクセス方法は、以前は自家用車での路肩駐車がほとんどであったが、現在は、第三者による送迎、定期バスの利用、知床峠駐車場からの徒歩利用の順で多く、自家用車での路肩駐車はそれに続く4番目に多いアクセス方法となっている。

第三者による送迎や路肩駐車は、入口が大きなカーブの途中であるため交通事故などの危険性が高い。また、入口表示が無いことから、入口を探す低速車両も多く見受けられ、交通事故などの危険性に拍車をかけている状況がある。知床峠からの徒歩利用については、歩道が一切整備されていない車道を3km以上にわたって歩くことになり、利用者、一般通行車両相互に危険な状況となっている。定期バスは1日に4便となっているが、バスの往復で羅臼湖を利用できるのはそのうち2便のみであり、利用者にとって非常に不便である。

本来は、利用者が自分の予定に合わせて、ある程度時間を選んで入口までの往復が出来る状態が望ましい。また、知床峠からの徒歩についても、安全に自然景観や野生鳥獣などを観察しながら歩けることが国立公園らしい利用である。

【方策】

①入口標識の設置（実施主体：環境省）

羅臼湖の入口には表示がされておらず、国立公園の利用者にとって非常に不親切な状況となっており、車両通行上も危険であるため、何らかの入口表示をする必要がある。これは、知床峠からの徒歩利用者にとっても有益であるが、入口表示をすることでこれまで素通りしていた人や車両が滞留することも考えられるため、そのことに対する対策も必要となる。（対策については⑤にまとめて記載する）

②バスの停留所の新設の要請（実施主体：環境省、羅臼町）

羅臼ビジターセンターの設置趣旨から、また、国立公園利用者は自然情報の収集、ヒグマ情報や対応の説明を求めることから、ビジターセンターを公園利用の基点にすることが望ましい。ビジターセンターにバスの停留所を新設して、羅臼湖の利用についてもここからアクセスできるようにする。

③バス時間の変更の検討要請（実施主体：環境省、羅臼町）

羅臼からウトロ間の定期バスは4便あるものの、バスの往復で羅臼湖を利用する場合、羅臼発は午前の2便のみで、決して利用しやすい状況であるとは言えない。まずは既存の発着時間を利用しやすい時間帯へ変更することが必要である。利便性を向上させてバス利用者数の増加につながれば、今よりも発着便数を増やして、より利用する時間の選択肢を多く出来る可能性も生じる。

④歩行者専用道路の整備（実施主体：道路管理者）

本来であれば、利用を前提としている国立公園内を通る道路には歩道があってしかるべきと思うが、知床横断道路には歩道が全く整備されていない。現在ビジターセンターなどでは、羅臼湖に最も近い駐車場は知床峠であり、峠の駐車場に駐車して徒歩で羅臼湖の入口まで移動するよう案内しているが、車道を延々と歩くことになり、かつ濃霧になることも多く危険性が高い。

通常整備される歩道ではなくとも、現在の道路敷地内に簡易な歩道を整備することにより、人と車両が安全に通行できる措置を道路管理者はとるべきである。

⑤バス及び一般車両兼用駐車帯の整備（実施主体：道路管理者）

第三者による送迎車や路線バスなどが、羅臼湖入口で利用者を安全に乗降させるための専用駐車帯の整備が必要である。

しかし設置にあたっては、駐車帯に駐車してしまう車両の可能性があるため、羅臼湖利用の車両専用駐車帯であることを看板などで明記すると共に警察や関係機関のパトロールが必要になってくると思われる。

また、入口表示と同様、駐車帯の存在自体が今まで素通りしていた車両などを滞留させる原因となる可能性があるため、今まで以上に横断道路が駐車禁止であることを周知すると共に、羅臼湖入口前後の国道沿いには、物理的に路肩に車を乗り入れることを防止する措置が必要である。

（3）質の高い利用の提供

【現状と基本的考え方】

羅臼湖の利用については、自然公園法と鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が適用されるのみで、地域の実情に則した利用にあたっての詳細な取り決めや法的制限はない。そのため、「知床半島中央部地区利用の心得」（別添）や知床エコツーリズム推進協議会の「知床エコツーリズムガイドライン」（別添）、知床ガイド協議会の「羅臼湖ローカル・ルール」（別添）により、利用者のモラルに訴えかける方法しかない現状である。

そのような中、ガイド利用により生態系や歴史、自主ルールなどのレクチャーを受け、適切な装備や人数での利用や、歩道の入口に路肩駐車をしない利用が増えている。最近ではガイド付きでの利用が、利用者全体の半数近くまで増加しており、多くのガイド事業者は質の高

い利用の提供をしていると推測される。

個人でじっくりと知床の自然に接しようとする利用者が増えてきているとはいえ、国立公園利用者数全体からみればまだ少数派であり、多くの利用者はバスで知床五湖や知床峠の風景を見るぐらいの利用形態であると思われる。そういう人たちは、知床が世界的にも重要であると認められた、海と陸との生態系のつながりや世界的希少種の存在意義などを、正しく理解することも接することも出来ずに知床を去っているのが現状であろう。

その点では地元の自然や歴史に精通したガイドから解説をしてもらうことで、より深く正しく知床の自然を理解してもらうことが可能であり、かつ利用することに伴い様々な制限が生じることになる羅臼湖においては、ガイド利用がより効果的である。

しかしながら、利用者全てをガイド付き利用とすることは、前述の法的制限をすることが出来ない現状では不可能であるため、地元としても羅臼湖の利用ルールを、あらゆる場面で様々な機会をとらえてローカルルールとして発信していくことが必要である。

【方策】

①ガイド利用（実施主体：知床ガイド協議会、羅臼町）

ガイド事業を推進していくことは、利用者への質の高い自然体験を提供することが出来ると共に、エコツーリズム事業の推進にもつながる利用形態であることから、今後もガイド事業を推進していく。また、ガイド事業の推進に伴い、地元経済や地域振興の活性化も図っていく。

②羅臼湖の利用ルールの作成と普及（実施主体：羅臼町）

前述したように、利用のルールについては複数存在するが、この内知床ガイド協議会の「羅臼湖ローカル・ルール」がより現状に則した詳細なルールを定めているため、当面地元としてはこの「羅臼湖ローカル・ルール」を参考とし新たなルールを作成し、普及・啓発を図っていく。

③利用調整地区制度の導入の検討（実施主体：環境省）

利用調整地区制度は、自然環境を損なわないために利用人数や行動の制限をすることが出来る制度であるが、利用料金や立ち入り認定機関の設置など、現状ではその実施に向けた関係機関や団体の議論がなされていない。今後議論を重ねて、制度を導入するにあたってクリアしなければならないハードルや、制度の導入が本当に効果的なのかどうかを見極める必要がある。

④携帯トイレブースの設置と普及（実施主体：環境省、羅臼町、羅臼町旅館組合）

羅臼岳の登山ルートで顕在化している糞尿問題に関しては、今後羅臼湖でも同様な状況になりかねないことと、そもそも排泄行為のためにルートを外れること自体が、植生破壊を招くことから、管理のしやすい羅臼湖歩道入口付近に携帯トイレブースを設置することが望ましい。

現在関係機関で携帯トイレの利用普及が始まっているが、町内での販売箇所は現在3箇所

所のみである。今後は羅臼湖での携帯トイレ利用も視野に入れて、宿泊先での販売を実施し、より一層の普及に努めるべきである。

⑤靴洗い場の設置（実施主体：環境省）

現在、知床国立公園内においては、多数の外来植物が認められている。羅臼湖歩道沿いにおいては外来種の侵入はほとんど認められていないが、一度侵入してしまった外来種の駆除は容易に行えるものではない。羅臼湖歩道周辺の植生を将来的にも健全に保つために、羅臼湖入口に靴洗い場かそれと同程度の効果が得られる仕組みを作り、外来種の侵入を未然に防ぐ措置が必要である。

また、入口にこのような仕組みを設けることで、羅臼湖を利用する人たちへ事前の心構えを促すことにもつながると思われる。